

### 3. 被災代替家屋の特例

#### (1) 概要

東日本大震災により、滅失又は損壊（被災判定が半壊以上）した家屋の所有者が、代替家屋を平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち当該被災住宅の床面積相当分について、最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1に相当する税額を減額いたします。

#### (2) 特例適用要件

- ① 取得した家屋は、被災家屋と種類、用途が同一であること。
- ② 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、特例の対象になりません。

#### (3) 特例の内容

被災家屋の床面積相当部分に係る固定資産税・都市計画税の税額について、取得後最初の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額する。

改築家屋の場合は、改築後の価格について改築の翌年度から4年度分、固定資産税・都市計画税の2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額する。

#### (4) 特例期間

平成23年3月11日から平成33年3月11日までに取得又は改築された家屋

#### (5) 特例対象者

- ① 被災家屋の所有者（共有者を含む。）
- ② ①から被災家屋を相続した者
- ③ 被災代替家屋に①と同居する三親等内の親族
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

#### (6) 提出書類（②～⑦は写し可）

- ① 東日本大震災に係る被災代替土地・代替家屋の固定資産税・都市計画税特例適用申告書
- ② り災証明書
- ③ 被災家屋が富里市外に所在し、富里市内に代替家屋を取得した場合は、平成23年度において固定資産税課税台帳に登録されていたことを証する書類→課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳など
- ④ 平成23年1月2日から同年3月10日までに被災家屋を取得した場合には、被災家屋が存したことを証する書類→被災家屋の登記事項証明書、売買契約書等
- ⑤ 被災家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類→建築確認申請書、平面図、立面図、仕様書等
- ⑥ (5) ②, ③の場合は、相続人等に該当する旨を証する書類→戸籍謄本等
- ⑦ (5) ④の場合は、合併法人又は分割承継法人を確認する書類→法人の登記事項証明書

#### (7) 問い合わせ先

富里市 課税課資産税班

TEL 0476-93-0444（直通）